

平成 26 年 職員組合 当局提案および合意内容

当局提案内容	合意内容
<p>1. 給与制度について</p> <p>① 給料表について、国家公務員の俸給表を基本に再任用職員を含めた全面的な見直しを行う。</p>	<p>①</p> <p>(1) すべての給料表について、国の俸給表を基本とした新給料表に切り替える</p> <p>(2) 新給料表への切替えに伴う職員の新たな号給への格付けについては、切替日の前日において職員が受けていた給料月額の前位上の号給を基本とした格付とする。</p> <p>(3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、切替日の前日において技能労務職給料表の適用を受けていた職員（再任用職員を除く。）については、切替日からH33年3月31日までの間は、経過措置表を適用する。</p> <p>この場合における経過措置表の新たな号給への格付けについては、切替日の前日において職員が受けていた給料月額の前位上の号給を基本とした格付とする。</p> <p>また、当該期間においては、経過措置表において、昇給、昇格を行うものとする。</p> <p>(4) 上記 (3) により経過措置表の適用を受ける職員については、H33年4月1日以後は、新給料表を適用する（新給料表に切り替える）。</p> <p>この場合における新給料表の新たな号給への格付けについては、同年3月31日において職員が受けていた給料月額の前位上の号給を基本とした号給とする。</p> <p>(5) 新給料表及び経過措置表への切替え（経過措置から新給料表への切替えを含む。）により、給料月額が切替日（H33年4月1日を含む。）の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員については、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>また、退職手当の基礎となる退職時給料月額は、当該差額を含めた額とする。</p> <p>(6) 職員間の均衡を保つため必要があるときは、所要の措置を講ずるものとする。</p>

当 局 提 案 内 容	合 意 内 容						
② 自宅に係る住居手当を廃止する。	<p>② H26年9月30日をもって自宅に係る住居手当を廃止し、経過措置を次のとおり設けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="754 409 1390 696"> <tr> <td data-bbox="754 409 1153 506">H26年10月1日 ～H27年9月30日まで</td> <td data-bbox="1153 409 1390 506">月額6,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="754 506 1153 602">H27年10月1日 ～H28年9月30日まで</td> <td data-bbox="1153 506 1390 602">月額4,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="754 602 1153 696">H28年10月1日 ～H29年9月30日まで</td> <td data-bbox="1153 602 1390 696">月額2,000円</td> </tr> </table> <p>なお、経過措置の対象者は、H26年10月1日前からの自宅に係る住居手当の支給該当者に限る。</p>	H26年10月1日 ～H27年9月30日まで	月額6,000円	H27年10月1日 ～H28年9月30日まで	月額4,000円	H28年10月1日 ～H29年9月30日まで	月額2,000円
H26年10月1日 ～H27年9月30日まで	月額6,000円						
H27年10月1日 ～H28年9月30日まで	月額4,000円						
H28年10月1日 ～H29年9月30日まで	月額2,000円						
③、④ その他	<p>③ 特殊勤務手当として、災害応急作業等手当（500円/日）を新設する。</p> <p>④ 期末手当及び勤勉手当に係る職務加算の割合を国の職務加算の割合を基本とした割合に改正する。</p>						
2. 人事制度について							
① 昇格制度について、国家公務員の昇格基準を基本とした見直しを行う。	<p>①</p> <p>(1) 国の昇格基準を基本とした昇格基準に改正し、一般給料表の適用を受ける職員については、5級までの各級への昇格時に昇任前研修及び効果測定を導入する。</p> <p>なお、給料表の切替日に在職している職員の昇格基準については、経過措置を設けるものとする。</p> <p>(2) 昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を国の対応表を基本とした対応表とする。</p>						
② 昇給制度について、職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分のうち、A及びBの区分による昇給を実施する。	② AB区分による昇給を実施する。						
③ 再任用制度について、退職時の職位を踏まえた格付けに変更する。	③ 国の俸給表を基本とした新給料表に切り替える						
④、⑤ その他	<p>④ 初任給を近隣自治体に合わせる。</p> <p>⑤ 一般職給料表、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の適用を受ける職員の職務内容の分類の基準を改正する。</p>						